熊谷市中小企業振興条例

熊谷市中小企業等振興条例（平成１７年条例第１９８号）の全部を改正する。

熊谷市は、事業所の多数を中小企業が占め、中小企業は地域の経済基盤として、市民の雇用や暮らしを支えるとともに、生産、流通等の経済活動の全般にわたり重要な役割を果たしている。

しかし、少子高齢化の進展や経済のグローバル化に加え、産業の情報化等による影響により、中小企業を取り巻く環境は大きく変化している。

中小企業がこのような急激な変化に対応し、持続的に成長発展していくためには、中小企業者自らによる経営基盤の強化はもとより、経営の革新が求められている。

そして、市、中小企業者、経済団体、大企業者及び大学等の多様な機関の連携を促進するとともに、市民の理解と協力により、意欲ある中小企業を育てていく環境を整えていくことが重要である。

よって、ここに市の責務及び中小企業者等の役割を明らかにし、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、本市の中小企業の振興に関し、基本理念を定めるとともに、市の責務及び中小企業者等の役割を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　中小企業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

⑵　経済団体　商工会議所、商工会、商店街振興組合法（昭和３７年法律第１４１号）第２条第１項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体であって、市内に主たる事務所を有するものをいう。

⑶　大企業者　中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

⑷　大学等　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する大学、同法第１２４条に規定する専修学校その他これらに準ずる教育又は研究を行う機関であって、市内に所在するものをいう。

（基本理念）

第３条　中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

⑴　中小企業者の創意工夫及び自主的な努力が尊重されること。

⑵　中小企業者の経済的及び社会的な環境変化への円滑な適応が図られること。

⑶　市、中小企業者、経済団体、大企業者及び大学等（以下「中小企業者等」という。）の相互の協力の下に行われること。

（市の責務）

第４条　市は、前条の基本理念にのっとり、中小企業振興施策を策定し、及び実施するものとする。

２　市は、中小企業振興施策を策定し、及び実施するに当たっては、中小企業に係る次に掲げる事項を基本として行うものとする。

⑴　経営基盤の強化の支援を図ること。

⑵　経営の革新の支援を図ること。

⑶　人材の育成及び確保の支援を図ること。

⑷　創業及び事業の承継の支援を図ること。

（中小企業者の役割）

第５条　中小企業者は、自らの創意工夫及び自主的な努力により、経営基盤の強化、経営の革新並びに人材の育成及び確保に努めるものとする。

２　中小企業者は、中小企業振興施策及び経済団体が行う中小企業の振興に関する活動に協力するよう努めるものとする。

３　中小企業者は、地域社会を構成する一員として、経済団体へ積極的に加入するよう努めるとともに、中小企業者等との連携の下、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

（経済団体の役割）

第６条　経済団体は、中小企業が本市での経済活動において果たす役割の重要性を理解するとともに、中小企業者自らの創意工夫及び自主的な努力により経営基盤の強化、経営の革新並びに人材の育成及び確保を図ることができるよう必要な支援を行うよう努めるものとする。

２　経済団体は、中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

（大企業者の役割）

第７条　大企業者は、中小企業振興施策及び経済団体が行う中小企業の振興に関する活動に協力するよう努めるものとする。

２　大企業者は、地域社会を構成する一員として、経済団体へ積極的に加入するよう努めるとともに、中小企業者等との連携の下、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

（大学等の役割）

第８条　大学等は、人材の育成及び研究成果の普及を通じて中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の理解及び協力）

第９条　市民は、中小企業の振興が本市の経済の発展及び市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解するとともに、中小企業の健全な成長発展に協力するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第１０条　市は、中小企業振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（市からの受注機会の増大）

第１１条　市は、工事の発注、物品及び役務の調達等においては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

（委任）

第１２条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に改正前の熊谷市中小企業等振興条例（以下「改正前の条例」という。）第４条第２項、第５条第２項、第６条第２項、第９条第２項又は第１０条第３項の規定により助成金の交付の申請を行っている者又は助成金の交付の決定を受けている者については、改正前の条例第４条第２項、第５条第２項、第６条第２項、第９条第２項、第１０条第３項及び第１５条から第１７条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正前の条例第４条第２項	前項	改正前の熊谷市中小企業等振興条例第４条第１項各号
改正前の条例第６条第２項	前項	改正前の熊谷市中小企業等振興条例第６条第１項各号
改正前の条例第９条第２項	前項	改正前の熊谷市中小企業等振興条例第９条第１項各号
改正前の条例第１０条第３項	第１項第２号	改正前の熊谷市中小企業等振興条例第１０条第１項第２号
	中小企業等	本市の中小企業者及び中小企業団体等
改正前の条例第１６条	助成金等	助成金
改正前の条例第１７条	助成金等	助成金

３　この条例の施行の際現に改正前の条例第７条第１項又は第８条の規定により改正前の条例第３条第１項に規定する助成金等の交付の申請を行っている者又は同項に規定する助成金等の交付の決定を受けている者については、改正前の条例第７条、第８条、第１３条及び第１５条から第１７条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の条例第８条、第１３条、第１６条及び第１７条の規定中「助成金等」とあるのは、「助成金及び利子補助金」とする。

４　この条例の施行の際現に改正前の条例第１１条第１項の規定により融資のあっせんの申込みを行っている者又は融資のあっせんの決定を受けている者については、改正前の条例第１１条、第１２条及び第１５条から第１７条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、第１６条及び第１７条の規定中「助成金等」とあるのは、「利子補助金及び信用保証料補助金」とする。